

5. 今後どうなるのか？

(山崎 亨)

京都府丹波町の養鶏農家で高病原性鳥インフルエンザが発生した後、感染鶏から分離されたのと同じH5N1亜型のA型インフルエンザウイルスが死亡したカラス（発生農場の1羽、丹波町の3羽、亀岡市の2羽、茨木市の2羽、合計9羽）から分離された。しかし、高病原性鳥インフルエンザウイルスがカラスから分離されたのは、4月2日が最後で、以降今日までカラスからの分離例はない。また、丹波町の発生養鶏場付近のカラスには、特に異常な行動は観察されていない。さらに、環境省による発生地域とその周辺で捕獲されたさまざまな種類の野鳥やそれらの糞のウイルス検査、および各府県が実施している死亡した野鳥のウイルス検査では、これまでのところ高病原性鳥インフルエンザウイルスは分離されていない。以上のことから、感染して死亡したカラスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが養鶏場内に高濃度に存在していた時期に、2次感染（ただし4月2日の1羽は3次感染の可能性もある）した可能性が高いと判断される。

今回ほとんどのカラスにおいて、ウイルスは気管からしか分離されなかった。だからといって、死亡したカラスは養鶏場内で空気感染したということではなく、ウイルスに感染した鶏やカラスを食べたことにより感染した可能性もある。また、上記のように4月3日以降は同型のウイルス分離例がないことから、感染したカラスから他のカラスやその他の野鳥に次々と感染するようなことは起こらなかったと判断される。高病原性鳥インフルエンザが発生した山口県や福岡県においても、その後野鳥への感染は確認されていない。さらに、京都府の発生養鶏場では、3月22日に防疫措置が完了し、新たにウイルス感染がこの養鶏場に発生することはない。従って、今回の養鶏場から他の養鶏場への感染はもとより、野鳥に新たな感染を引き起こすことは、当面ないものと判断される。

しかし、野鳥の中には不顕性感染（感染はしているが症状は示さないもの）がないとは言い切れず、また、将来、野鳥が保有している低病原性のウイルスが変異し、強い病原性を持つようになる可能性もある。さらに、今回の3地区における感染原因や感染ルートが明らかになっていないため、今後も国内で高病原性鳥インフルエンザが散発的に発生する可能性はある。

今回の鳥インフルエンザ問題を契機に、各養鶏場では野鳥の侵入防止対策がとられ、衛生管理の徹底が図られているとともに、家畜伝染病予防法の改正により鳥インフルエンザを疑う異常な鶏が発見された場合の報告義務が強化された。そのため、今後は再び高病原性鳥インフルエンザ発生が起きたとしても、今回のように他の養鶏場や野鳥に感染が拡大する可能性は低いものと思われる。

最も恐ろしいのは、人間にも感染する高病原性鳥インフルエンザウイルスが出現することである。その出現を防ぐためには、まず養鶏場等で飼育されている鶏での本病の予防と早期発見を行い、速やかな防圧（発生した鶏の速やかな処分と適切な死体処理）と処分に携わる人の感染防止対策を講

じることが何よりも重要である。